



山形県公報

令和元年8月9日(金)
第28号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……371
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……372
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……373
- 山形県青年の家の利用料金……………(教 育 庁) ……同
- 山形県朝日少年自然の家の利用料金……………( 同 ) ……374
- 山形県金峰少年自然の家の利用料金……………( 同 ) ……375
- 山形県飯豊少年自然の家の利用料金……………( 同 ) ……376
- 山形県神室少年自然の家の利用料金……………( 同 ) ……377

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 令和元年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施……………378

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(教 育 庁) ……381
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(山形工業高等学校) ……382
- 裁決手続開始の決定……………(収用委員会) ……同

## 告 示

### 山形県告示第225号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

| 指定番号 | 題 名                         | 図書コード等   | 発 行 所 等     | 指定の理由                               |
|------|-----------------------------|----------|-------------|-------------------------------------|
| 803  | 美味しすぎる肉体のしろうと美人妻            | 51558-98 | 株式会社メディアックス | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 804  | 封印映像㊟美女しっぽりずっぽりスペシャル        | 63812-46 | 株式会社コスミック出版 |                                     |
| 805  | 封印お宝スキャンダル 2019年6月号 VOL.009 | 17843-6  | マイウェイ出版株式会社 |                                     |
| 806  | イケナイ菜々子さん第3巻                | 50054-67 | 株式会社少年画報社   |                                     |

|     |                                 |                               |             |                                             |
|-----|---------------------------------|-------------------------------|-------------|---------------------------------------------|
| 807 | 夫への罪悪感も快樂に消されて                  | 53006-47                      | 株式会社一水社     |                                             |
| 808 | 絶淫しろうと美人妻                       | 51558-88                      | 株式会社メディアックス |                                             |
| 809 | ふたりエッチ78                        | 44334-83                      | 株式会社白泉社     |                                             |
| 810 | アオハルな放課後～二人だけの課外授業～             | 53455-70                      | 株式会社コアマガジン  |                                             |
| 811 | 月刊 劇漫スペシャル 2019 7月号             | 13545-7                       | 株式会社竹書房     |                                             |
| 812 | 封印解放巨乳爆乳おっぴろげSP                 | ISBN978-4<br>-86690-134<br>-3 | マイウェイ出版株式会社 |                                             |
| 813 | 劇漫デラックス vol.14                  | 65584-40                      | 株式会社竹書房     |                                             |
| 814 | 封印お宝スキャンダル6月号増刊 流出映像 隠蔽された謎大放SP | 17844-6                       | マイウェイ出版株式会社 | 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。     |
| 815 | 臨増ナックルズDX vol.17                | 68541-23                      | 株式会社大洋図書    | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 816 | ナックルズ極ベスト vol.26                | 68541-10                      | 株式会社大洋図書    |                                             |
| 817 | 実話ナックルズ 月刊6月号                   | 04877-6                       | 株式会社大洋図書    |                                             |

山形県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和元年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西村山郡朝日町大字上郷字深沢向2447番2から<br>同 長坂1番まで | 旧    | 31.5メートル<br>} 14.0 | 104メートル |
| 同 上                                 | 新    | 39.4メートル<br>} 14.0 | 同 上     |

**山形県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和元年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町南一丁目9087番73から  
同 9087番75まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月9日

**山形県告示第228号**

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 380円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 620円            |
| その他の者                                                                                               | 1,100円          |

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設       | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----------|-----------------|
| 第 1 研 修 室 | 200円            |
| 第 2 研 修 室 | 200円            |
| 第 3 研 修 室 | 200円            |
| 第 4 研 修 室 | 200円            |
| 第 5 研 修 室 | 200円            |
| 第 6 研 修 室 | 200円            |
| 大 研 修 室   | 630円            |

|   |    |        |
|---|----|--------|
| 食 | 堂  | 600円   |
| 体 | 育館 | 2,500円 |

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等
  - (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第229号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月9日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 630円            |
| その他の者                                                                                               | 1,120円          |

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設 | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----|-----------------|
| 和室  | 200円            |
| 集会室 | 640円            |
| 食堂  | 640円            |

|       |        |
|-------|--------|
| 体 育 館 | 2,570円 |
|-------|--------|

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第230号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 630円            |
| その他の者                                                                                               | 1,120円          |

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 青少年教育施設の名称            | 施 設   | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----------------------|-------|-----------------|
| 山 形 県 金 峰 少 年 自 然 の 家 | 和 室   | 200円            |
|                       | 会 議 室 | 200円            |
|                       | 研 修 室 | 640円            |
|                       | 食 堂   | 640円            |

|                                      |         |        |
|--------------------------------------|---------|--------|
|                                      | 体 育 館   | 2,570円 |
| 山 形 県 金 峰 少 年 自 然 の 家<br>海 浜 自 然 の 家 | 研 修 室   | 200円   |
|                                      | 大 研 修 室 | 640円   |
|                                      | 食 堂     | 640円   |
|                                      | 体 育 館   | 2,570円 |

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等
  - (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第231号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 630円            |
| その他の者                                                                                               | 1,120円          |

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設           | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------------|-----------------|
| 研 修 室         | 200円            |
| 食 堂           | 640円            |
| チ ャ レ ン ジ 広 場 | 640円            |
| ど ろ ん こ 広 場   | 1,330円          |

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

山形県告示第232号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 630円            |
| その他の者                                                                                               | 1,120円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施設      | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------|-----------------|
| 和室（16畳） | 200円            |
| 和室（20畳） | 200円            |
| 和室（40畳） | 200円            |
| 和室（60畳） | 640円            |
| 第1研修室   | 640円            |
| 第2研修室   | 200円            |
| 食堂      | 200円            |
| プレイルーム  | 1,330円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

---

人事委員会関係

---

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第4号

令和元年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。



|      |        |
|------|--------|
| 試験区分 | 採用予定人員 |
| 保育士  | 約 5 名  |

- 3 試験の程度  
短期大学卒業程度

- 4 対象となる職  
次表のとおりである。

|      |                |
|------|----------------|
| 試験区分 | 対象となる職         |
| 保育士  | 医療職給料表(2) 1級の職 |

- 5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

|           |        |
|-----------|--------|
| 適用給料表     | 給料     |
| 医療職給料表(2) | 1級11号給 |

- 6 受験資格

昭和55年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は令和2年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

- 7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

- (1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

| 試験日      | 試験種目        | 試験地 | 合格者発表                                                         |
|----------|-------------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 9月29日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 山形市 | 10月7日（月）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 専門試験（多肢選択式） |     |                                                               |

- (2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                                         | 試験種目       | 試験地 | 合格者発表                                                               |
|---------------------------------------------|------------|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 10月14日（月）<br>（予定）                           | 作文試験       | 山形市 | 11月中旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
|                                             | 人物試験（適性検査） |     |                                                                     |
| 10月24日（木）～<br>11月1日（金）の<br>うち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（個別面接） |     |                                                                     |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |            |
|-------|------|-------|------------|
| 教養試験  | 専門試験 | 作文試験  | 人物試験（個別面接） |
| 150点  | 150点 | 100点  | 400点       |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」([http://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html))により、令和元年8月9日（金）午前9時から同年9月6日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和元年8月29日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同年9月6日（金）までに郵送または持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同年9月6日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

| 試験区分  | 出題分野                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 保 育 士 | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。） |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和元年度旧山形県立酒田工業高等学校土壌汚染状況調査業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和元年9月19日（木） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
令和元年度旧山形県立酒田工業高等学校土壌汚染状況調査業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和2年3月19日（木）
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項に基づく指定調査機関であること。
- (6) 過去5年以内に土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を履行した実績があることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県教育庁総務課学校施設担当（山形県庁13階） 電話番号023(630)3284

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年8月28日(水)午後5時までに山形県教育庁総務課学校施設担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Soil contamination survey of former Sakata technical high school: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 19, 2019

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3284

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月9日

山形県立山形工業高等学校長 阿 部 稔

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立山形工業高等学校事務室 山形市緑町一丁目5番12号 電話番号023(622)4934

#### 3 落札者を決定した日 令和元年7月28日

#### 4 落札者の名称及び所在地

株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号

#### 5 落札金額 3,761,800円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

#### 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和元年6月28日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手續の開始を決定した。

令和元年8月9日

山形県収用委員会  
会 長 半 田 稔

#### 1 起業者の名称

社会福祉法人 偕寿会

#### 2 事業の種類

特別養護老人ホーム蓬仙園移転事業及びこれに伴う用水路付替工事

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 山形県上山市金谷 地内

| 字名 | 地番   | 地目 |    | 面積 (㎡) |        | 収用し、又は使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|----|------|----|----|--------|--------|-------------------------|
|    |      | 公簿 | 現況 | 公簿     | 実測     |                         |
| 藤木 | 270番 | 畑  | 畑  | 628    | 829.38 | 829.38                  |
| 藤木 | 271番 | 畑  | 畑  | 115    | 259.81 | 259.81                  |
| 藤木 | 290番 | 畑  | 畑  | 132    | 249.53 | 249.53                  |
| 藤木 | 294番 | 畑  | 畑  | 231    | 491.74 | 491.74                  |

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
木村 正人  
山形県上山市金谷67番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日  
令和元年7月23日

令和元年8月9日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年8月9日発行 発行人 山形県